

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認高知地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	35 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	33 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和24年生  
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和54年4月から同年6月まで  
私は、申立期間の国民年金保険料を納付した領収書を所持しており、還付された記憶も無いにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を昭和56年10月31日に納付した領収証書を所持しており、これが還付された事実は認められないことから、申立人が、時効により納付できない期間である申立期間の保険料相当額を納付し、長期間国庫歳入金として扱われていたことは明らかである。

昭和56年10月31日は、特例納付の実施期間中でなく、時効により保険料を納付できないことを理由として、保険料の納付を認めないことは信義則に反することなどの事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月まで

私は、地域住民の話し合いにより、国民年金制度発足前の昭和 36 年 2 月に国民年金の加入手続を行い、また、地域の組織を通じて夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 36 年 2 月 14 日に夫婦連番で払い出されたものと推認され、払出時点以降において申立期間に係る国民年金保険料は現年度納付することが可能である上、申立人及びその妻は、申立期間以外の国民年金保険料を完納していることから、申立人及びその妻の納付意識は高かったものと考えられる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録により、申立人及びその妻と同様、昭和 36 年 2 月 14 日に国民年金手帳記号番号が払い出され、かつ申立期間当時、同じ地域に居住していたことが確認できる複数の被保険者は、ごく一部を除き、申立期間において、未納とされている期間は確認できないことから、地域の組織を通じて納付していたとする申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、＜申立期間＞（別添一覧表参照）は＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

### 2 申立内容の要旨

申立期間：＜申立期間＞（別添一覧表参照）

A社から＜申立期間＞（別添一覧表参照）に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、事業主が当該賞与について、社会保険事務所（当時）に賞与支払届を提出していなかったため、厚生年金保険料として納付されていない状況にある。

A社では、誤りに気付き、平成21年8月に社会保険事務所へ当該賞与支払届を提出したが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、保険給付は行われぬ記録とされているので、当該保険給付が行われるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社（平成22年10月21日にA社から名称変更）が保管する賃金台帳から、申立人は、＜申立期間＞（別添一覧表参照）に支給された賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、B社が保管する賃金台帳における賞与額及び厚生年金保険料控除額から、＜申立期間＞（別添一覧表参照）は＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

(注) 同一事業主に係る同種の案件 33 件 (別添一覧表参照)

## 別紙【厚生年金あっせん一覧表】（高知）

番号	氏名	基礎年金番号	性別	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
457			女	昭和16年生		平成17年12月22日	64万円
						平成18年7月27日	45万3,000円
						平成18年12月28日	64万円
458			女	昭和23年生		平成17年12月22日	38万7,000円
						平成18年7月27日	21万5,000円
						平成18年12月28日	38万7,000円
459			女	昭和40年生		平成17年12月22日	3万円
						平成18年12月28日	3万円
460			男	昭和40年生		平成17年12月22日	46万7,000円
						平成18年7月27日	40万円
						平成18年12月28日	46万7,000円
461			女	昭和24年生		平成17年12月22日	15万8,000円
						平成18年7月27日	8万8,000円
						平成18年12月28日	15万8,000円
462			女	昭和49年生		平成17年12月22日	11万5,000円
						平成18年7月27日	8万円
						平成18年12月28日	11万5,000円
463			男	昭和49年生		平成17年12月22日	28万4,000円
464			男	昭和50年生		平成17年12月22日	24万8,000円
						平成18年7月27日	13万7,000円
						平成18年12月28日	24万8,000円
465			女	昭和52年生		平成17年12月22日	31万5,000円
466			女	昭和27年生		平成17年12月22日	46万円
						平成18年7月27日	25万5,000円
						平成18年12月28日	46万円
467			女	昭和51年生		平成17年12月22日	31万5,000円
						平成18年7月27日	17万5,000円
						平成18年12月28日	31万5,000円
468			女	昭和24年生		平成17年12月22日	36万円
						平成18年7月27日	20万円
						平成18年12月28日	36万円
469			男	昭和33年生		平成17年12月22日	19万2,000円
						平成18年7月27日	19万2,000円
						平成18年12月28日	19万2,000円
470			女	昭和23年生		平成17年12月22日	10万2,000円
						平成18年7月27日	8万5,000円
						平成18年12月28日	15万3,000円
471			女	昭和24年生		平成17年12月22日	40万7,000円
						平成18年7月27日	22万6,000円
						平成18年12月28日	40万7,000円
472			男	昭和54年生		平成17年12月22日	14万2,000円
						平成18年7月27日	7万5,000円
						平成18年12月28日	15万3,000円
473			男	昭和26年生		平成18年7月27日	50万円
474			女	昭和54年生		平成17年12月22日	23万7,000円
						平成18年7月27日	7万4,000円
						平成18年12月28日	23万7,000円
475			男	昭和48年生		平成17年12月22日	19万8,000円
						平成18年7月27日	13万2,000円
						平成18年12月28日	23万7,000円
476			男	昭和55年生		平成17年12月22日	23万7,000円
						平成18年7月27日	16万7,000円
						平成18年12月28日	27万3,000円

番号	氏名	基礎年金番号	性別	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
477			女	昭和24年生		平成17年12月22日	33万5,000円
						平成18年7月27日	20万円
						平成18年12月28日	37万4,000円
478			女	昭和50年生		平成17年12月22日	17万7,000円
						平成18年7月27日	11万3,000円
						平成18年12月28日	24万8,000円
479			女	昭和32年生		平成17年12月22日	37万8,000円
						平成18年7月27日	18万9,000円
						平成18年12月28日	25万8,000円
480			女	昭和28年生		平成17年12月22日	38万9,000円
						平成18年7月27日	21万6,000円
						平成18年12月28日	38万9,000円
481			女	昭和24年生		平成17年12月22日	15万3,000円
						平成18年7月27日	8万5,000円
						平成18年12月28日	15万3,000円
482			男	昭和29年生		平成18年7月27日	8万5,000円
						平成18年12月28日	14万7,000円
483			女	昭和54年生		平成18年7月27日	13万2,000円
						平成18年12月28日	23万7,000円
484			女	昭和60年生		平成18年12月28日	23万7,000円
485			女	昭和23年生		平成18年12月28日	54万5,000円
486			女	昭和62年生		平成18年12月28日	23万7,000円
487			女	昭和39年生		平成18年12月28日	31万2,000円
488			男	昭和59年生		平成18年12月28日	29万7,000円
489			女	昭和29年生		平成17年12月22日	48万円

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 4 月から 57 年 3 月までの期間及び 60 年 4 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 4 月から 57 年 3 月まで  
② 昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、具体的な時期の記憶は明確でないが、区役所で担当者から、「これだけ遡って納付した上で、今後も国民年金保険料を納付し続ければ、将来、年金をもらうのに全額支払ったことになる。」との説明を受けたことを契機に、後日、約 21 万円の国民年金保険料を同区役所でまとめて納付したにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、約 21 万円の国民年金保険料をまとめて遡って納付したと述べているものの、遡及納付した時期について記憶が明確でない上、オンライン記録によると、昭和 61 年 4 月から 63 年 9 月までの保険料（合計 22 万 200 円）が過年度納付されている期間以外に遡及納付された記録は確認できないことから、申立人が主張する遡及納付は、当該過年度納付であるものと考えることが自然である。

また、オンライン記録によると、前述の過年度納付の開始時点に係る収納年月日は、昭和 63 年 7 月 22 日（昭和 61 年 4 月から同年 6 月までの分）とされており、当該時点では、申立期間①及び②の国民年金保険料は時効により納付できない期間である上、申立人と同居していた申立人の妹も、申立期間①及び②は未納とされていることが確認できる。

さらに、申立期間の合計は 72 か月と比較的長期間に及んでいる上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたこ

とをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 8 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 8 月から 62 年 3 月まで

私は、昭和 61 年 7 月に事業所を退職後、私の母親が市町村役場で国民健康保険と国民年金の加入手続を行うとともに、国民年金保険料を納付してくれていたにもかかわらず、申立期間が納付済とされていないことに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の基礎年金番号は、申立人が平成 9 年 1 月 1 日時点で加入していた厚生年金保険の手帳記号番号が付番されていることが確認できるものの、申立期間は国民年金未加入期間とされており、申立期間の国民年金保険料は納付できなかったものと考えられる上、申立期間当時、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び申立期間に係る保険料を納付していたとされる申立人の母親は、申立期間の国民年金保険料をまとめて納付したと述べているものの、納付時期及び納付金額について記憶が明確でなく、申立期間における申立人の国民年金保険料の納付状況等は不明である。

さらに、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 7 月から 48 年 12 月まで

私は、具体的な時期や期間は覚えていないが、昭和 46 年 7 月から 48 年 12 月までの期間のうち、A社とB社に現場作業員としてそれぞれ勤務していた期間があるにもかかわらず、申立期間全てが厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

#### 1 A社について、雇用保険の加入記録から、申立人は、昭和 47 年 2 月 21 日から同年 10 月 31 日まで、同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、当時、A社に現場責任者として勤務していた同僚からは、「大半の現場作業員については日雇健康保険に加入させており、厚生年金保険には加入させていなかったと思う。」旨の供述が得られた上、申立人は、勤務していた現場の作業員数は 30 人から 40 人ぐらいであった旨を述べているところ、オンライン記録によると、申立期間当時、同社での厚生年金保険加入者数は最大で 16 人であることが確認できることから、当時、同社では、全ての現場作業員を厚生年金保険に加入させる取扱いは行っていなかったことが推認できる。

#### 2 B社について、雇用保険の加入記録から、申立人は、昭和 47 年 11 月 3 日から 48 年 9 月 29 日まで、同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、当時のB社の役員からは、「現場作業員は、雇用保険には加入させていたが、厚生年金保険には、正採用扱いとなるまで加入させていなかった。」旨の供述が得られた上、オンライン記録によると、申立人が氏名を記憶し、かつ申立人と同様、現場作業員であったとする複数の同僚は、申立期間において、同社で厚生年金保険に加入した記録は確認できない。

3 このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日まで  
私は、昭和 41 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日まで、A社に勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社の後継事業所であるB社が提出した在職証明書から、申立人は申立期間において、同事業所に臨時的任用職員として勤務していたことは確認できる。

しかし、オンライン記録を見ると、A社及び同事業所の前身の事業所であるC社は、申立期間を含む昭和 37 年 9 月 1 日から 43 年 6 月 30 日まで、いずれも厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、B社が保管する臨時的任用職員の名簿及びオンライン記録から、申立人と同様、申立期間当時、A社に臨時的任用職員として勤務していたことが確認できる複数の同僚も、当該任用期間中において厚生年金保険に加入した記録は確認できない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月 1 日から 52 年 1 月 16 日まで

私は、A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額（3万円から 11万円）が、実際の支給金額（13万円から 17万円）よりも低額であるので、標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、A社で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる同僚のうち、同事業所での資格取得日が申立人と同じ昭和 47 年 4 月 1 日とされ、かつ同年代（昭和 31 年頃生まれ）である同僚の申立期間当時における標準報酬月額は、申立人と同額又はほぼ同額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額という事情は見当たらない。

また、B年金基金が保管する申立人に係る加入者台帳を見ると、申立期間の標準報酬月額はオンライン記録と一致していることが確認できる上、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ても、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正された痕跡は認められない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月 1 日から 56 年 7 月 1 日まで

私は、昭和 55 年 4 月 1 日から正職員として採用されるまで、A社に非常勤職員として勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社（平成 16 年 4 月 14 日にA社から名称変更）が保管する人事記録から、申立人は、申立期間において、同事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、B社からの回答及びオンライン記録によると、申立期間当時、申立人と同様、A社に非常勤職員として勤務していたことが確認できる複数の同僚は、勤務開始日から最短で0か月及び最長で13か月経過した日に同事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、同事業所に申立人とは異なる職種の非常勤職員として勤務していたことが確認できる同僚の中には、勤務開始日から3年以上経過した日に同事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得している者が確認できる。

また、B社からの回答により、申立期間当時、申立人と同様、A社に非常勤職員として約1年間勤務していたことが確認できる同僚は、オンライン記録によると、同事業所での厚生年金保険の加入記録が確認できないことから、当時、同事業所では、非常勤職員の厚生年金保険への加入の有無及び勤務開始日から厚生年金保険に加入させるまでの期間について、区々の取扱いであったことが推認できる。

さらに、申立期間を含む前後の期間について、A社の被保険者原票を確認したところ、連番で被保険者の氏名等が記載された被保険者原票が保管されており、申立人の被保険者原票が脱落した痕跡は認められない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与か

ら控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 11 月から 49 年 7 月まで  
私は、昭和 45 年 11 月から 49 年 7 月まで、A社のB支店に販売社員として勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した表彰状及び雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間以前の昭和 45 年 9 月 16 日から 49 年 5 月 15 日まで、A社のB支店に勤務していたことは確認できる。

また、C社（A社から名称変更）が保管する「販売手数料規定」（昭和 42 年改定）及び「功労金支給台帳」から判断すると、昭和 49 年 7 月に功労金が支給された申立人は、前述の規定に定める厚生年金保険加入基準を満たしていたことは推認できる。

しかし、C社からは、「当時、厚生年金保険加入基準を満たした社員を実際に加入させるか否かは、当該社員が勤務する支店が判断することとしていた。また、中には自ら加入を希望しない者もいた。」、「厚生年金保険料等を給与から控除すべきか否かの判断根拠となる加入者台帳を見ても、申立人の氏名は見当たらないので、申立人は、保険料の控除対象者では無かったと思われる。」旨の供述が得られた。

また、C社から提出された功労金支給台帳を見ると、申立人への支給記録が記載されているページに、申立人と同様、功労金の支給記録が記載されている同僚 41 人（申立人を除く。）のうち 17 人は、オンライン記録によると、同社で厚生年金保険に加入した記録は確認できない上、申立人が記憶する当時の同僚も、雇用保険被保険者資格の取得日から約 8 年 10 か月経過した日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから判断

すると、当時、同社では、厚生年金保険の加入について区々の取扱いであったことが推認できる。

さらに、A社が加入する健康保険組合においても、申立人の加入記録は確認できない上、当時の複数の同僚からも、申立期間における申立人の厚生年金保険への加入及び保険料控除の有無等についての供述は得られない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。